

# 検疫所業務課

〈検疫所業務課〉

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する水際対策……………2
- 2 検疫法等の改正……………2
- 3 国際クルーズ線の運行再開……………3

## 検疫業務関係について

### (1) 新型コロナウイルス感染症に対する水際対策

- 新型コロナウイルス感染症に対する水際対策については、オミクロン株に関する知見の蓄積等を踏まえ、水際対策を段階的に緩和してきた。
- 令和4年9月7日より、ワクチン3回接種を完了した入国者に対して、出国前検査の陰性証明書の提出を求めないこととした。同年10月11日からは、ビザなし渡航、個人旅行の再開とともに、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査を行わない等の更なる緩和を行った。併せて、空港・海港について、地方公共団体等の協力を得つつ、順次、国際線の受入れを再開することとした。
- 令和5年5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、検疫法上の検疫感染症から外れるため、入国時検査等の水際措置は適用されなくなる。位置づけの変更後に、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの状況になれば、検疫法に基づく政令指定により、隔離・停留といった強力な措置を可能とする等、国内への流入を遅らせるとともに国内での感染拡大をできる限り防止するために必要な措置を迅速に講じることとしている。
- 空港・海港の国際線も順次再開しており、検疫再開に向けて多大なる協力をいただいていたが、今後とも、各都道府県等と連携しながら、国際的に脅威となる感染症に対応していきたいと考えており、引き続き、ご協力をお願いする。

### (2) 検疫法等の改正

- 昨年の臨時国会では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症法等の一部改正法案を提出し、成立したが、検疫法についても、水際対策の実効性の確保のために多岐にわたる改正が行われた。その中でも、特に都道府県等の皆様に御承知おきいただきたい事項は以下のとおり。
- まず、検疫所長等が関係行政機関と協力連携する旨の規定が設けられた(検疫法第23条の4)。これは、従前、検疫所長等が検疫措置を遂行するに当たり、都道府県等を含む行政機関に様々な場面で御協力いただいていたことを踏まえ、こうした協力連携に法的な位置付けを与えたものであり、昨年12月から施行されている。

- また、
  - ・ 検疫所長が医療機関と病床確保に係る協定を締結する際に、都道府県知事への意見聴取や通知を行うこと、
  - ・ 検疫所長が隔離を行う際に、都道府県知事が行う入院措置と重複しないように緊密に連携すること

についても規定を設けている。これらの規定は令和6年4月から施行することとされており、今後、具体的な運用に関し、都道府県等の皆様からも御意見をいただく予定である。

### **(3) 国際クルーズ線の運行再開**

- 令和5年3月以降、国際クルーズ船の日本の国内港への寄港が再開されている。クルーズ船の受け入れに当たっての感染症法等に関する各自治体における対応については「外国船舶国際クルーズ船の運航再開に係る自治体における対応について」（令和5年2月27日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医薬・生活衛生局検疫所業務課事務連絡）で示されており、寄港地となる自治体及びその近隣の自治体においては、検疫所との間の情報共有をはじめ、クルーズ船を受け入れる際の対応について、引き続き、ご協力をお願いする。